

津幡町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
津幡町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨	1
2	本町の現状	1
3	目標	3
4	計画の期間	3
5	取組を進めるにあたっての基本方針	4
6	取組を進めるにあたっての留意点	4
7	具体の取組内容	
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組	5
	イ 学校以外が担うべき業務について	
	ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務について	
	ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について	
	・教育委員会が行う取組	
	・学校毎に工夫して行う取組	
	・部活動に関する取組	
	(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	11
8	今後のフォローアップについて	12

1. 計画の趣旨

教育職員の多忙化改善については、平成31年3月、取組方針を策定し、同年4月より、多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

教育職員勤務時間調査の集計結果を見ると、町立小中学校において、時間外在校等時間の月平均及び月80時間を超える教育職員の割合が、取組前の平成29年度と比較して減少しており、また、教育職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果は確実に現れていると考えている。

しかしながら、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員ゼロの目標は達成できておらず、教育職員意識調査からは、業務量の削減、校務のICT化など、多忙化改善を進める余地があるとの意見が多いことから、国による定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、さらに深掘りした取組を進めていく必要があると考えている。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、その第8条において、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務付けされたことから、これまでの取組方針を基にして本計画を策定するものである。

2. 本町の現状

○本町の多忙化改善に向けた取組状況

年度	
H30	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 策定
H31	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定
R 2	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定
R 3	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定
R 4	津幡町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則 施行 教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定
R 5	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定
R 6	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱 策定
R 7	教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定

津幡町小中学校における令和6年度の時間外在校等時間の状況

(平成29年度及び令和6年度との比較)

校種・課程	年度	時間外在校等 時間の月平均 (時間/月)	時間外在校等時間の人数分布 (割合：%)			
			0～45 時間	～80 時間	～100 時間	100 時間超
津幡町立 小学校	H29年	49.2	45.6	40.4	9.6	4.4
	R5年	38.9	62.0	36.6	1.3	0.1
	R6年	35.7	68.4	29.4	1.9	0.3
石川県内 小学校	H29年	64.1	50.7	38.9	7.7	2.7
	R5年	35.8	68.2	29.4	2.0	0.4
	R6年	33.8	72.4	25.9	1.5	0.2
津幡町立 中学校	H29年	69.9	31.3	32.6	15.7	20.4
	R5年	52.5	43.5	32.4	18.2	5.9
	R6年	50.4	43.1	34.1	19.5	3.3
石川県内 中学校	H29年	69.1	29.9	33.9	15.6	20.6
	R5年	47.4	50.7	33.9	11.5	3.9
	R6年	44.7	53.1	34.8	9.4	2.7

月80時間を超える教育職員

	H29		R5		R6
●津幡町立小学校	14.0%	→	1.4%	→	2.2%
●石川県内小学校	10.4%	→	2.4%	→	1.7%
●津幡町立中学校	36.1%	→	24.1%	→	22.8%
●石川県内中学校	36.2%	→	15.4%	→	12.1%

○教育職員勤務時間調査の集計結果を見ると、時間外在校等時間の月平均、月80時間超の人数の割合が平成29年度と比較すると、いずれも大きく減少。教育職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果が確実に現れている。

○近年は、時間外在校等時間の月平均の減少幅が小さくなっていること、月80時間を超える教育職員がゼロとなっていないこと等の状況があり、さらに深掘りした取組の継続が必要である。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間の月平均を30時間以内に減少させる。
- ・ 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。

<参考 津幡町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則>

第二条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月
- (4) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- 今の仕事にやりがいや誇りを感じている教育職員の割合 80%以上
- 年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教育職員の割合 80%以上
- 年間の年次有給休暇の平均取得日数 15日以上
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

4. 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月まで

5. 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教育職員の専門性を生かしつつ、教材研究・授業準備や児童生徒と向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 多忙化の抜本的な解消には、国による教育職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して中長期的な定数改善計画の策定を強く求めていく。
- (3) 国による教育職員定数の抜本的な改善がない中で、教育の質を落とさず教育職員の時間外在校等時間を縮減することは大変難しい課題であるが、国・県の対応を待つだけでなく、町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。

6. 取組を進めるにあたっての留意点

- ・実施計画を全教育職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進める。
- ・文部科学大臣が定める指針で示された「学校と教師の業務の3分類」や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」など、国から出されている方針等を踏まえて取組を進める。
- ・教育職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的取組を進め、必要に応じて取組の見直し充実を図る。
- ・時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進める。
- ・部活動指導については、教育職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、児童生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。

※学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6. 調査・統計等への回答 7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10. 校舎の開錠・施錠 11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12. 校内清掃 13. 部活動	14. 給食の時間における対応 15. 授業準備 16. 学習評価や成績処理 17. 学校行事の準備・運営 18. 進路指導の準備 19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

7. 具体の取組内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組

イ 学校以外が担うべき業務について

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・朝の通学路における安全指導については、原則として教育職員は行わない。ただし、交通安全週間等の期間を除く。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・児童生徒が補導された時の対応については、保護者の方に委ねる。ただし、緊急の措置が必要な場合は除く。

◆学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金の目的である物品またはサービスを取り扱う業者から、保護者が直接購入する方法などを検討する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や地域学校協働活動を進めるにあたっては、関係者間の連絡調整は、町教育委員会で実施する。
- ・PTAや地域団体が主催する行事や会合等への教師や児童生徒の参加について、関係者に理解と協力を求め、機会を精選する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応には、町顧問弁護士を活用する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務について

◆調査・統計等への回答

- ・教師以外ができる資料作成については、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進める。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・教師以外ができる資料作成については、スクール・サポート・スタッフ、教頭等マネジメント支援員やICT支援員等を活用して行うよう進める。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理等については、スクール・サポート・スタッフやICT支援員等を活用して行うよう進める。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・プール授業において、民間企業が運営している屋内温水プールの活用を進める。

◆校舎の開錠・施錠

- ・校舎の戸締まり点検や施錠等については、管理職等の特定の教育職員に負担が集中しないよう外部人材の活用を検討する。

◆校内清掃

- ・学校のトイレ清掃について専門業者による清掃業務委託を推進する。

◆部活動

- ・「津幡町立中学校に係る運動部活動の方針（改定版1）」「津幡町立中学校に係る文化部活動の方針（改定版1）」に基づき、効率的・効果的な活動の推進のための取組や適切な休養日等の設定を進める。また生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進める。
- ・町教育委員会は、部活動指導員の配置を国の補助事業を活用して順次拡充する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について

教育委員会が行う取組

- ◆実施する調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書、会議や研修の事前課題等について、さらに整理・統合及び報告様式等の簡略化・電子化を進める。
- ◆主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するためのオンライン開催、小規模校教育職員に配慮した参加体制の工夫をさらに進める。
- ◆研究指定校の指定校数が増大しないよう適切に管理するとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡略化・簡素化をさらに進める。
- ◆教育職員研修において、集合型研修が増大しないようボリュームを適切に管理するとともに、ライブ配信やオンデマンド配信をさらに拡充する。
- ◆「若手教員早期育成プログラム」の実施を通して、若手教師のスキル向上を図り、授業準備等に要する時間や負担感の縮減につなげる。
- ◆校務D Xを加速化させ、町立学校において、国のG I G Aスクール構想に基づきタブレット端末等のI C T環境整備を推進するとともに、統合型校務支援システム、O A機器の導入・更新を計画的に進め、採点業務省力化ソフトの活用など、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
- ◆出勤登録、出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を推進する。
- ◆スマートスクールネットを活用し、良質な教材の共有化をさらに進める。
- ◆tetoru（テトル）の活用による保護者連絡業務のデジタル化を推進し、教育職員の事務負担軽減と校務の効率化を進める。

学校毎に工夫して行う取組

各学校における時間外在校等時間の実態等を踏まえ、以下に示す取組例や業務改善取組事例集などを参考に、各学校においてその実情に応じて具体の取組を積極的に進める。

<主な取組例>

◆勤務時間の管理に関すること

- ・町内で取り組む定時退校日とは別に、学校独自の「ノー残業デー」を設定する。

◆意識改革に関すること

- ・ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについての学習会を開催する。

◆会議・校内研修に関すること

- ・各種会議の実施方法等を工夫する。(回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の簡易化、タブレット端末を活用したペーパーレスなど)
- ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
- ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化・簡素化を図る。
- ・校内の提案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫する。

◆学校が行う調査や連絡に関すること

- ・各種調査について、ICT活用などにより効率化を図る。
- ・学校便りや学級便り、PTA便り等を整理統合する。

◆校務分掌・学校行事・日課に関すること

- ・教育職員の勤務時間を踏まえ、児童生徒の登下校時間を適切に設定する。(朝学習等の開始時間、生徒会・委員会活動や部活動等の終了時間の工夫等)
- ・学校行事の統合・削減や事前準備の簡略化・簡素化を進める。
- ・同窓会と協議し、学校の創立記念など周年行事関連業務の簡素化を図る。
- ・校内の各種運営計画(学年計画、学級経営計画など)の重複をなくし、簡略化・簡素化する。
- ・教師用タブレット端末や校内WEB掲示板、予定黒板等を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減する。
- ・定期試験日前後に時間割を工夫し、問題作成・採点の時間を確保する。
- ・授業準備の時間や休憩時間の確保を図るための工夫を行う。(ランチルームにおける複数学級の一斉給食の実施 など)
- ・夏季休業期間のサマースクールや補習のうち、目的があいまいなものや効果が低いものについては廃止する。

◆環境整備・ICT化に関すること

- ・職員室のレイアウトを見直し、業務を効率化する。(机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等)
- ・机上の整理・整頓を定期的に行い、業務の効率化を図る。
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図る。

◆業務の平準化

- ・長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振る、繁忙な時期の業務の実施時期を変えるなど、業務の平準化をさらに推進する。
- ・教頭や主任等の業務のうち、他の職員でもできることを割り振る。
- ・校務分掌を細分化し、一人が担う業務を明確にすることで、特定の者がまとめて行っていた業務を分散させる。
- ・年度当初の業務や学校行事の提案等、その他の定例業務を前年度末までに処理するなど、繁忙期の負担軽減を図る。

部活動に関する取組

「津幡町立中学校に係る運動部活動の方針（改定版1）」「津幡町立中学校に係る文化部活動の方針（改定版1）」に基づき、効率的・効果的な活動の推進のための取組や適切な休養日等の設定を進める。また生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進める。（再掲）

- ◆部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行う。
- ◆部活動指導員指導力向上研修を開催し、生徒の発達段階に応じた科学的な指導や安全の確保、事故発生後の対応等について理解を深め、指導力の向上を図る。
- ◆複数顧問制を拡充し、交代で指導できる体制づくりに努める。また、基礎体力のレベルアップをねらいとしたトレーニングは、校内において複数の部が合同で行うなど実施方法を工夫する。
- ◆部活動指導員に加え、地域スポーツクラブや競技団体との連携により外部指導者を確保し、練習の質的向上と技能の習得、顧問の負担減を図る。
- ◆生徒数や顧問となる教師、部活動指導員の確保状況を踏まえ、適正な部活動数となるよう学校ごとに部活動の精選に努める。
- ◆部員数が少なくなる、指導者が確保できなくなる等の部活動においては、部活動数を増やさずに、レクリエーションとして行う活動や体力づくりを目的とした緩やかな活動への切り換えなども検討する。
- ◆競技団体等が主催する大会や地域行事等への参加について、生徒及び顧問の過度な負担とならないように精選する。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆時間外在校等時間が2～6か月平均で80時間を超える教育職員については、医師による面接指導を推奨する。
- ◆全職員のストレスチェックを実施し、分析結果に基づいた職場改善を推進する。
- ◆学校ごとに月4回以上の「定時退校日」を設定する。なお、月4回以上の設定が困難な場合は、一斉の定時退校日を2回とし、個別の定時退校日を2回以上設定することも可とする。
- ◆学校ごとに設定している「最終退校時刻」の目標について、各学校の実態に応じてできる限り前倒しに努める。
- ◆夏季休業期間の旧盆を含む1週間を町内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、本ウィーク中に学校ごとに、連続する4日間以上の学校閉庁日を設ける。
 - ・本ウィーク期間中、教育委員会や関係団体が主催する会議等及び各学校における会議・校内研修は実施しない。また、学校閉庁日に部活動は実施しない。
 - ・学校閉庁日には、電話等による外部からの問合せについては原則、町教育委員会にて対応する。
- ◆教育職員は、長期休業期間の利用などにより、年次有給休暇の年間10日以上の実取得に努めることとし、管理職はそのための環境整備を図る。
- ◆平日については最終退校時刻30分前から、土日・休日については終日を目途として自動応答装置電話対応とし、保護者等に周知する。加えて、緊急連絡先を町教育委員会とする。

8. 今後のフォローアップについて

- ◆取組の着実な実行を図るため、町内学校の教育職員の勤務時間調査を継続し、時間外在校等時間状況や、教育職員の働き方に関する意識調査から働きがいや働きやすさ等に関する目標の達成状況についての把握に努め、教育委員会会議や総合教育会議において報告することとする。
- ◆町立学校は、重点目標や経営方針に教育職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
- ◆人事評価の項目に教育職員の働き方や業務改善の意識に関する視点が含まれていることを踏まえ、管理職研修や初任者研修等の基本研修において、働き方改革に関する内容の充実を図り、教育職員の意識改革をさらに進める。
- ◆働き方改革に関する研修の実施や、希望する学校に個別にワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについての学習会を開催し指導・助言するなど、支援する機会を設ける。また、好事例等の情報共有に努める。
- ◆教育職員の多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保者や地域の方々の理解と協力を求める。